

## 個人情報の保護に関する規程

### 第 1 章 総 則

#### (目 的)

第 1 条 この規程は定款第 10 章第 57 条に関し、定款第 3 条の目的ならびに第 4 条の事業を円滑に遂行するために必要な個人情報を、個人情報保護法その他関係する法令に基づき管理するとともに運用に必要な事項について定め、個人の権利と利益を保護することを目的とする。

#### (適 用 範 囲)

第 2 条 この規程は本学会の個人情報保護方針（平成 17 年 7 月理事会承認）に則り、定款ならびに会則に関する取扱い規程に定めるもののほか、個人情報の管理体制の維持・管理を基本とし、個人情報の収集から利用に至る事項、委託先の監督、第三者提供の制限など、個人情報の保護に関するあらゆる必要事項について適用する。

2. 定款第 4 条に定める事業を遂行するにあたり、事業に関連した会員以外の個人情報についても適用する。

#### (管 理 体 制)

第 3 条 個人情報保護法その他関係する法令等を遵守するため、個人情報の統括保護責任者は総務担当理事が担当し、保護管理者として総務担当理事が指名する事務取扱担当者が当たるものとする。

2. すべての委員会、小委員会、専門部会ならびに地方支部の長は、他の規約、規程、内規、地方支部細則に優先して本規程を遵守するものとする。

### 第 2 章 細 則

#### (個人情報の収集と範囲)

第 4 条 本学会に入会を希望するものは、会員の登録に関する規程に従い、その利用目的を明示し承諾を得て入会申請がなされたものとし、入会登録された会員の情報を個人情報として取扱う。

2. 登録時に記載が必要な個人情報は、入会手続きに則り記載された情報とする。

3. 役員、委員など、事業遂行のために本学会より委嘱を受けた会員にあっては、その委嘱を受ける時点においてその利用目的を明示し、承諾を得た情報とする。

4. 第 2 条 2 項にかかわる会員外の個人情報の収集は、必要最低限に止めるものとする。

#### (正確性の確保と訂正)

第 5 条 個人情報は絶えず最新の状態に保つよう、適宜学会誌に情報の訂正要請を掲載あるいは挿入し、正確性の確保に努めなければならない。

2. 会員から、個人情報の確認・訂正等を要請された場合には、合理的かつ必要な範囲内においてすみやかに対応しなければならない。

3. 本学会は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人情報は、保護管理者の責任において確実、かつすみやかに破棄または削除するものとする。

#### (個人情報の利用)

第 6 条 個人情報を利用するにあたっては、第 1 条に記載のとおり本学会の目的・事業遂行の範囲内でのみ利用することとし、その範囲を超えた利用は行わないこととする。

2. 法令に基づく要請等、正当な理由がある場合には個人情報を第三者に提供し、協力すること

ができる。

3. 会員ならびに第2条第2項の非会員は、本学会が法令の義務規定に違反していることが判明したときは、本人の個人情報の利用停止または消去を求めることができる。

(個人情報の開示)

第7条 収集された個人情報のうち、性別、生年月日、メールアドレス、出身校の開示は行わない。また、すべての会員の情報を一括開示することは原則として行わない。

2. 専門部会、地方支部への会員状況の提供は、個々の事由による要請を除き前項に準ずるものとする。

3. 第4条第4項の役員、委員などの個人データは、承諾を得た範囲内において本学会が発行する役員・委員名簿に掲載することができる。

4. 個人情報のうち、特定個人を識別できない方法により、個人情報を統計データとして開示することができる。

5. 本学会は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認のうえ、開示をするものとする。

(委託先の監督)

第8条 学会誌等の発送、インターネット関連の情報管理ならびに学術大会でのJRC対応など、定期的に会員情報を利用するにあたっては、正当な利用範囲内で個人情報を第三者に委託することができる。

2. 前項にあるような定常的な委託先については、理事会の事前承認を必要とし、委託先へは個人情報を厳重に管理することを本規程とともに文書をもって義務付け、監督しなければならない。

(第三者提供の制限)

第9条 法令による場合を除き、会員ならびに第2条第2項の非会員の個人情報を運営企画会議の承認なく第三者に提供・開示することはできない。

(安全管理処置)

第10条 総務担当理事ならびに事務局長は、個人情報を厳重に管理し、不正アクセス・紛失・破壊・改ざん・漏洩等に対する予防処置および安全対策を講じなければならない。

(安全教育)

第11条 事務局長は、事務局職員ならびに委託先に対して個人情報保護についての教育訓練を行い、その実施内容を運営企画会議に報告しなければならない。

(学会内体制の継続的見直し)

第12条 副代表理事は、個人情報の取扱いに関する実態を把握し、必要により管理体制について、有効かつ適切な改善を図っていかななければならない。

(会員情報の取扱いに関する窓口)

第13条 会員情報に関する苦情等の問合せ窓口は、学会事務局とする。

(担 務)

第14条 この規程に関する担務は、総務委員会とする。

付 則

1. この規程は理事会の議決により改訂することができる。

2. この規程は公益法人移行に伴う定款改訂に連動し、平成 23 年度事業より適用する。
3. この規程における用語の意味は、次による。
  - (1) 個人情報：生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるものをいう。
  - (2) 個人情報データベース等：特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、またはコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則に従って整理または分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
  - (3) 個人データ：個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
  - (4) 保有個人データ：本学会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人または第三者の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれがあるもの、または違法もしくは不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの以外をいう。
  - (5) 本人：個人情報から識別され、または識別され得る個人をいう。

平成 27 年 3 月 1 日 一部改訂  
平成 28 年 6 月 25 日 一部改訂  
平成 28 年 9 月 19 日 一部改訂  
平成 30 年 3 月 1 日 一部改訂